

駐留軍関係離職者等臨時措置法の改正について（報告）

駐留軍関係離職者等臨時措置法の改正について労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会において審議した結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

平成19年11月22日

雇用対策基本問題部会
部会長 大橋 勇雄

職業安定分科会
分科会長 大橋 勇雄 殿

記

駐留軍関係離職者等臨時措置法は、平成20年5月16日限り、効力を失うこととなっているが、駐留軍関係労働者の雇用は、国際情勢の変動に即応する米国の安全保障政策の変更、部隊の撤退・縮小等によって影響を受ける本質的に不安定なものであり、今後においても引き続き離職者の発生が見込まれること、駐留軍関係労働者の従事する職種の詳細分化等から再就職は非常に困難な状況にあることから、これらの人たちの生活の安定を図ることは引き続き重要な課題となっている。

このような実情にかんがみ、同法の有効期限を延長することが必要であると認める。

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正について

1 駐留軍関係離職者等臨時措置法について

(1) 目的

日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊の撤退等に伴い、多数の労働者が特定の地域において一時に離職を余儀なくされること等の実情にかんがみ、これらの者に対し特別の措置を講じ、もってその生活の安定に資すること。

(2) 経緯

昭和33年に5年間の限時法（議員提出）として成立し、以後、昭和38年、昭和43年、昭和48年、昭和53年、昭和58年、昭和63年、平成5年、平成10年、平成15年にそれぞれ5年、有効期限の延長を行っている。

(3) 施策の概要

- ① 駐留軍関係離職者等対策協議会の開催
- ② 就職指導票の交付及び就職指導の実施
- ③ 職業転換給付金の支給
- ④ 職業訓練の実施
- ⑤ 特別給付金の支給

(4) 法の有効期限

平成20年5月16日失効

2 改正の内容

法の有効期限を平成25年5月16日まで延長すること

3 有効期限を延長する必要性

駐留軍等労働者の雇用は、比較的安定しているが、その使用者が在日米軍であり、米国の安全保障政策の変更、米軍の機構の改編、部隊の撤退・縮小等の可能性があることから、その雇用は本来的には不安定なものである。

平成18年5月の「再編実施のための日米のロードマップ」で示された在日米軍再編の実施に伴い、今後平成26年までの間に、沖縄8施設及び本土1施設において勤務する駐留軍等労働者の雇用に影響が生じることが見込まれる。

駐留軍等労働者の職種は極めて細分化されていることから、離職を余儀なくされた場合には、融通性・即応性に乏しく、再就職は非常に厳しい状況にある。

駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく対策

